中央市まちづくりアクションプラン

交流と活力が織りなす 彩り豊かな“産業未来都市” 中央市

令和７年度取り組み状況

山梨県中央市

■ **中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）**

【全戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ 【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
全①	1	まちづくり推進課	企業立地推進担当	全戦略	地域未来投資促進法を活用した取り組み	重点促進区域の検討、設定	県・国との基本計画の協議など	県・国との基本計画変更協議の上、リニア駅周辺エリアの「産業振興ゾーン」、「にぎわい・交流ゾーン」について、ものづくり分野と観光分野での重点促進区域の設定が完了（令和6年9月20日付）。しかし、リニア中央新幹線の開業時期は不透明であり、首都圏企業側のニーズ把握が限定的な状況。	リニア中央新幹線の開業時期は不透明であり、首都圏企業側のニーズ把握が限定的な状況。	重点促進区域の検討、設定の手続 県・国との基本計画協議	事業者選考準備		事業者　事業着手～		リニア中央新幹線開業を見据えながら、適切な時機に事業者選定が実施できるように企業ニーズの把握に努めたが、開業時期が不透明であることから、ニーズ把握も限定的な状況。	地域未来投資促進法を活用した民間主体の開発可能性を把握するため、企業ニーズ等に関するアンケート、ヒアリング調査を行う。（委託事業）



■中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【交通戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 （令和8年3月末時点）	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
交①	67	企画課	企画総務担当	交通戦略	公共交通機関の利便性の向上	JR身延線既存駅の交通結節機能の強化	・JR身延線東花輪駅、小井川駅の交通結節機能の強化策の検討 ・地域内公共交通との接続やリニア山梨県駅へのアクセス道路、パークアンドライドなどに関する関係機関との協議	・従来の定時定路線によるコミュニティバスから転換し、令和7年10月からAIデマンド交通「のるーと中央」の実証運行を開始した。これにより、市民は市内約250箇所の乗降ポイントからJR身延線東花輪駅及び小井川駅に移動できる環境を整えた。ついては、実証運行内容の周知や便利な使い方の発信を行う。 ・リニア山梨県駅へのアクセス道路などに関する関係機関との協議は、開業時期が延期されたこともあり深度を増していない。	・AIデマンド交通に関し、市民への事業周知、地域の実情にあった乗降ポイントの追加など、すべての市民が便利に利用できる環境整備を進めるとともに、実証期間中に適宜見直しを行うことで、最適なデマンド交通のあり方を検証する。	デマンド交通実証運行導入実施計画の作成	デマンド交通実証運行の導入	実証運行によるニーズの把握	リニア駅と甲府圏域を含めた市公共交通の結節	必要に応じて市公共交通の見直し	・市地域公共交通計画の推進 ・10月に、AIデマンド交通の実証運行を開始 ・翌1月に、利用登録者及び交通空白地域住民へのアンケートを実施 ・リニア山梨県駅とJR身延線駅への結節は、現時点において県からの見解が示されず未定（富士トラム構想に関しても具体性なし）	・AIデマンド交通に関し、市民への事業周知、地域の実情にあった乗降ポイントの追加 ・市地域公共交通活性化協議会による実証運行の評価・検証
交②	89	企画課	企画総務担当	交通戦略	持続可能な二次交通の確保	多様な交通手段の確保	・市民や観光客などの交通利便性を高めるための移動手段の確保（タクシー、カーシェアリング、シェアサイクルなど） ・シームレスな二次交通に向けた二次交通事業者との調整	・令和7年10月から、既存交通サービスを補完する交通サービスとしてAIデマンド交通の提供を開始しており、現時点では、高齢の市民等の買い物・通院のための移動手段を確保して交通利便性を高めている。よって、観光客に関してはタクシーと住み分けした状態にある。 ・AIデマンド交通の実証運行中にニーズを把握し、市民の通勤通学（運行時間等の拡大）、観光客への二次交通対応（利用対象等の拡大、市外者運賃の設定）等について検証を行う。	・AIデマンド交通に関し、市民への事業周知、地域の実情にあった乗降ポイントの追加など、すべての市民が便利に利用できる環境整備を進めるとともに、実証期間中に適宜見直しを行うことで、最適なデマンド交通のあり方を検証する。	デマンド交通実証運行導入実施計画の作成	デマンド交通実証運行の導入	実証運行によるニーズの把握	リニア駅と甲府圏域を含めた市公共交通の結節	必要に応じて市公共交通の見直し	・市地域公共交通計画の推進 ・10月に、AIデマンド交通の実証運行を開始 ・翌1月に、利用登録者及び交通空白地域住民へのアンケートを実施	・AIデマンド交通に関し、市民への事業周知、地域の実情にあった乗降ポイントの追加 ・市地域公共交通活性化協議会による実証運行の評価・検証
交③	3	建設課	建設土木担当	交通戦略	リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進	主要道路の改善・整備推進	シルクラインの延伸（構想）の検討（国道140号から玉穂地区を結ぶ構想路線の検討）	これまで令和5年度に策定した「シルクライン延伸構想」を基に、庁内における議論や議会議員・県等と情報共有を行っている。リニア開業に伴うまちづくりの課題のひとつであるが、巨額の事業費を要する事業であり、市単独での事業化は困難であること、また、既存施設や接続道路の調整など、事業推進に関する課題は多く、慎重に進めていく必要がある。	事業構想についての概ねの方向性は示しているが、事業化についての具体的な取組みには至っていない。	①検討資料作成・県との情報共有	②国・県等関係機関との意見交換・機運醸成		③国・県と連携した整備の推進		まちづくりアクションプラン推進本部の本部会議に、これまでの経過、取組みや現状について報告し、情報共有を図った。	引き続き関係機関との情報共有や、リニア開業に向けた県の交通施策等の状況に注視していく。
交④	45	建設課	建設土木担当・管理担当	交通戦略	リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進	ゾーン内の主要道路の整備推進	・産業系施設の立地を促進させる大型車通行可能道路の整備促進 ・周辺道路とのアクセス性を考慮したゾーン内道路の整備促進	山梨中央ロジパークが北側へ事業エリアを拡張することに伴い、流通・物流ゾーン南側の市道拡幅をロジパーク運営事業者が進めている。事業エリアの拡張部分の工事着手までに、市道として活用できる状態にする必要がある。	運営事業者の事業に必要な道路整備であるため、運営事業者が主体となって本計画を前倒して整備を推進している。	①開発需要に応じた検討			②開発手法に応じた整備の推進		運営事業者と連携し、地元自治会等に関係する課題について調整を図った。	他の開発需要に注視しながら、リニア開業効果を波及させるための幹線道路網の検討を進める。
交⑤	8	産業課	にぎわいづくり担当	交通戦略	持続可能な二次交通の確保	多様な交通手段の確保	市民や観光客などの交通利便性を高めるための移動手段の確保（タクシー、カーシェアリング、シェアサイクルなど）	観光客は主に自動車とJR東花輪駅の利用が多く、東花輪駅から観光地へのアクセスは、主にタクシーやバスとなるが、休日においても混雑した様子は見受けられない。 今後カーシェアリング等の検証を行い、需要の把握に努め、導入の有無について検討が必要となる。	他自治体観光地のカーシェアリング、シェアサイクルの導入事例を確認	カーシェアリング・シェアサイクルの導入事例確認	カーシェアリング・シェアサイクルの導入検討・需要の確認			・他自治体観光地のカーシェアリング・シェアサイクルの導入事例を確認した。 ・導入検討にあたり関係部署との協議が必要となる。	他自治体観光地のカーシェアリング・シェアサイクルの導入事例を基に、導入の検討や需要の確認を行う。	
交⑥	2	まちづくり推進課	都市計画担当	交通戦略	リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進	主要道路の改善・整備推進	玉穂中央通り線の整備推進（県との連携）	本路線は、全体計画1,990mの内、若宮北交差点から新環状南通り線との交差点までの約1,440mの整備が完了した。 未整備区間は新環状南通り線との交差点から玉穂大津線との交差部までの約550mである。令和７年度に予備設計を実施した。	令和6年10月に未整備区間の新規事業説明会を開催し、地元住民の了解を得た。 令和7年度に予備設計を実施し、令和8年度に詳細設計を実施する。	事業説明会	予備設計実施	詳細設計実施	未整備区間の事業促進		予備設計の実施	詳細設計業務委託の実施。
交⑦	45	まちづくり推進課	都市計画担当	交通戦略	リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進	ゾーン内の主要道路の整備推進	・産業系施設の立地を促進させる大型車通行可能道路の整備促進 ・周辺道路とのアクセス性を考慮したゾーン内道路の整備促進	・ゾーンに隣接する玉穂東通り線（幅員16m、延長520m）については、都市計画道路として都市計画決定されているが、整備時期については未定になっている。 ・開発行為に伴い整備する道路については、市開発行為指導要綱の開発行為技術基準に定められている。	開発需要が明らかになっておらず、都市計画道路の整備の検討は行っていない。		開発需要に応じた検討		開発手法に応じた整備の推進		道路整備の事業手法の検討及び必要に応じた都市計画道路の見直しを行う。	道路整備の事業手法におけるメリット・デメリットの把握

■ 中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【基盤整備戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	令和7年度	令和8年度	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
基①	16 17	上下水道課	水道担当	基盤整備戦略	強靭・持続・安全な上下水道事業の推進	中央市新水道ビジョンの改定	・水道事業経営の基本方針と将来像を見据えた事業計画などの策定：① ・水利用に対応するための配水体制の整備：②	①令和9年度内に「市新水道ビジョン」を改定するための準備を進める必要がある。 ②リバーサイド配水場（上水道事業）並びに関原浄水場（簡易水道事業）の更新を行う。	①「市水道事業経営戦略」については、令和7年3月に改定した。「市新水道ビジョン」については、今後の事業計画及び財政計画について検討をしている。 ②現在、2つの大型施設建設発注が終わり、令和9年度末の供用開始に向けて、工事を進めている。	①経営戦略改定 ②詳細設計	→ →	②配水場並びに浄水場建設工事			事業を進めているが、物価高による工事費の増加と金利高による、借入金利息が嵩み、適切な利益を得ることが難しくなっている。	水道事業の安定した事業運営のために、料金改定を検討していく。
基②	18	上下水道課	下水道担当	基盤整備戦略	強靭・持続・安全な上下水道事業の推進	市街化調整区域の汚水処理方法の検討	公共下水道、合併処理浄化槽などの適切な汚水処理方法の検討と整備の促進	快適で魅力ある住環境とするため、適正な生活排水処理を行う必要がある。また、市街化調整区域における開発基準を条例化したことにより、開発に伴う汚水処理方法の相談件数が増加している。	公共下水道事業は、先行して市街化区域の重点整備を実施し、現在の事業計画の完了年度（令和11年度）を目標に整備を進めている。	①開発需要に応じた相談、検討、指導	→	→	→		補助金の交付額が減少しているが、限られた財源の中、効率的に事業を進めた。人件費や物価上昇による工事費の増加に伴い厳しい状況になっていくことが考えられる。	国や県からの交付金等を活用し、引き続き市街化区域の工事を進める。 また、開発需要に応じた相談、検討、指導を行い、水洗化を推進していく。
基③	10 11	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	地域特性に応じた開発手法の検討	・地区計画、土地区画整理事業、地域未来投資促進法などによる計画的な市街地整備の検討：① ・地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定：②	市街化調整区域内において、必要な開発や土地利用を計画的かつ適切に誘導するためには、地区計画の導入が有効な手法と考える。	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定準備を進めている。	①開発エリア・手法の検討 ②地区計画ガイドラインの策定	→ →	→	⇢	⇢	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）（案）を作成している。	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定を行う。
基④	12 13	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	用途地域などの見直し検討	・地域や事業者のニーズにあった適切な用途地域への見直しの検討 ・農振農用地区域について、農地種別や耕作状況、開発計画などに応じて開発の可能性の検討	検討ゾーンの土地利用形態は住宅等の建物が点在しておらず、農地として利用されていることから、用途地域などの見直しは慎重に検討する必要がある。	開発の見通しが明らかになっていない段階であり、具体的に用途地域などの見直しはされていない。	開発需要に応じた用途地域などの見直しの検討	→	→	⇢	⇢	他自治体の用途地域見直し事例等の情報収集	用途地域などの見直しの手続きの準備を行う。
基⑤	14 15	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	市街化調整区域内既存集落地の適正な土地利用の誘導	・都市計画法第34条に基づく条例の要件などの概要説明の作成：① ・都市計画法第34条に基づく条例の活用：②	都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例（令和6年5月1日施行）を運用し、施行に合わせて「解説及び運用基準」を、市HPでの公表、窓口での案内に活用している。 要件などに関する問い合わせが多いため、今後も継続して周知する必要がある。	・条例を令和6年5月から運用開始。 ・条例の要件などの概要を記載した「解説及び運用基準」を活用している。	①概要説明の作成 ②都市計画法第34条に基づく条例の運用	→ →	→	→		条例の運用及び要件などを記載した「解説及び運用基準」を活用し、案内を実施。 まちづくりの進捗に応じて、適宜条例の見直しを検討していく。	条例の運用及び要件などに関する周知を継続して実施する。

■中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【防災戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ 【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
防①	19 20	危機管理課	防災担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・災害に強い庁内体制の整備：① ・液状化や周辺河川の洪水に対する危険性への対応策の検討：①	非常時に迅速かつ的確な対応を行うためには、人的資源の確保や、庁内における業務体制の構築を進める必要があり、災害の状況に応じた組織体制の構築が求められる。	総合防災訓練では、迅速な組織体制の構築を目指して令和7年度から運用を開始した防災アプリの職員参集機能を活用した訓練を実施した。また、限られた人員の中、災害時に迅速に体制を構築するために民間企業との災害協定の締結を進めており、これまでに82件締結している。	①人的資源の最適化	→	→	→	→	総合防災訓練では、引き続きアプリを活用した参集訓練を実施した。また、令和7年度は3件協定を締結した。	引き続きアプリを活用した訓練を進めるとともに、民間企業と様々な分野での災害協定を検討し、有事に強い庁内体制の構築を目指していく。
防②	21 22 23 24	危機管理課	防災担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・中小河川を含む河川の浸水想定結果（想定最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）の更新：② ・南海トラフ地震における震度分布、液状化危険度結果の反映：② ・災害警戒レベルの更新、水害時の避難の心得の追加、避難所一覧の更新、マイ・タイムラインの追加など：② ・令和6・7年度において、浸水深が深い、浸水継続時間が長いなど危険性がある自治会への説明会の開催：②	防災マニュアルの更新に伴い、防災アプリも導入した。それにより、市の各災害情報が一元的に閲覧できるようになった。 合わせて出前防災講座などを通じて市全体に防災への備えについて周知啓発を行っている。今後も災害時における適切な避難行動や、日頃からの災害時の備えの重要性について引き続き市民の防災意識の醸成に努める必要がある。	アプリの活用のほか、出前防災講座などを通じて周知啓発を行っている。 また、総合防災訓練では、市職員が各自治会に出向き、マイ・タイムラインの説明を実施した。	②災害リスクのある自治会への周知検討・実施	→	②各種被害想定等の更新に伴う市民への周知・市計画等への反映	→	→	防災アプリの問い合わせの対応を随時行っているほか出前防災講座を開催した。総合防災訓練では、市職員が各自治会に出向きマイ・タイムラインの説明を実施した。	引き続き総合防災訓練や出前防災講座などを通して市民の防災意識の醸成を図る。
防③	25 26 27 28	危機管理課	防災担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・中央市防災マニュアル更新に伴う避難行動及び危険個所などの周知：③ ・台風などによる洪水発生時における住民の避難行動の徹底：③ ・市民・自主防災組織・事業者・消防団などの関係団体との連携：③ ・南海トラフ地震に対し、建物の耐震化、家具の固定及び水食料の備蓄の推進：③	防災マニュアルの更新に伴い、防災アプリも導入した。それにより、市の各災害情報が一元的に閲覧できるようになった。合わせて、指定避難所運営訓練及び宿泊体験や総合防災訓練時に小中学校と連携して地区別協働訓練を実施するなど、関係団体と連携して地域ぐるみでの事前の備えについて意識向上を図っている。 しかし、南海トラフ地震に備えて様々な行事を通して備蓄の重要性や地震対策の重要性を周知しているが、市民アンケートでは3日以上の備蓄を行ってる家庭は年々増加しているものの以前として6割未満となっており、これまで以上の啓発が必要である。	中央市防災アプリの活用のほか各種団体と連携した訓練を実施し、市民の防災意識の醸成を図っている。	→	③中央市防災マニュアルを用いた災害リスクの周知 ③関係団体と連携し防災体制の強化推進	→	→	指定避難所運営訓練・宿泊体験や地区別協働訓練を実施し、地域ぐるみでの事前の備えについて意識向上を図った。 また日常的に防災を意識してもらうために市役所本館に「防災展示コーナー」を設置し、家具固定、食料備蓄に加えて感震ブレーカーについて紹介し、地震対策について市民への啓発した。	引き続き、各種訓練を実施するほか「防災展示コーナー」の内容充実や周知を行い、より一層の市民の防災意識の醸成を図る。	
防④	29 31 32	建設課	管理担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	・河川改修の促進や上流市町村との調整、流域全体での土地利用調整などの協力体制による雨水流出抑制の促進：① ・開発に伴う調整池の設置による雨水流出量の抑制：② ・土地利用における想定浸水深を踏まえた公共盛土の調達検討：②	県及び流域3市1町により構成する「鎌田川流域治水検討会」において策定に取り組んでいた「鎌田川流域治水対策アクションプラン」が完成し公表された。 今後の課題としては各種治水対策メニューに基づく取組みを進めながら、流域自治体のみならず、地域住民・民間事業者等の関係者との協働により、災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。	概ね計画通り進んでいる。	①協力体制の強化・取り組み ②開発需要に応じた検討	→	→	→	→	前年度に引き続き鎌田川流域治水検討会に参画（計2回）し、治水対策アクションプランの確定に至った。今後の関連事業の推進においては、治水対策メニューとの整合を図っていく必要がある。	治水対策アクションプランの進捗管理とフォローアップを実施する。その他浸水対策のための道路改良や維持管理事業等に計画的に取組んでいく。
防⑤	30	産業課	農政担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	高い保水力を持つ水田など農地の計画的な保全：②	大型の物流施設や条例による住宅などの開発により、市街地に近接する水田を含む農地の転用が増えている。地域計画等に基づき、水田を含む優良な農地を維持するとともに、遊休化しないように耕作する担い手の確保が必要である。	市内の各所で実施した地域の話し合いにより策定した地域計画に基づき、優良な農地が遊休化しないように、継続的な農地の活用策を図る。また、地域計画のブラッシュアップも継続的に行っていく。	②開発需要に応じた検討	→	→	→	→	市内の各所で実施した地域の話し合いにより策定した地域計画に基づき、優良な農地が遊休化しないように、継続的な農地の活用策を図る。	地域計画のブラッシュアップを継続的に行っていく。
防⑥	31 32	まちづくり推進課	都市計画担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	・開発に伴う調整池の設置による雨水流出量の抑制：② ・土地利用における想定浸水深を踏まえた公共盛土の調達検討：②	市開発行為指導要綱の開発行為技術基準では、雨水流出量が放流先の排水能力を超える場合には、開発行為区域内において一時雨水を貯蔵する調整池等の施設を設けることになっている。	開発行為者に対して雨水流出量の抑制を指導している。	→	②開発需要に応じた検討	→	→	→	開発行為では雨水流出量の抑制を指導している。	開発行為での雨水流出量の抑制指導を継続する。
防⑦	33	まちづくり推進課	都市計画担当	防災戦略	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	公共施設や各戸への雨水貯留施設・浸透桝・緑地の設置：③	開発行為にかかる相談については、原則、区域内浸透施設で処理するよう指導している。	開発行為にかかる相談については、原則、区域内浸透施設で処理するよう指導している。		→	③住宅開発に応じた検討・取り組み	→	→	区域内浸透処理を促進しているが、地域によっては地下水が高く浸透処理ができない。	地域によっては地下水位が高い等の理由で浸透処理が難しい箇所もあるが、原則として、各戸への浸透桝等の設置指導を継続する。

■中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【産業振興戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
産①	49 50 51	産業課	農政担当	産業振興戦略	農業振興の維持・向上	担い手の確保・育成	・最先端のロボット技術やICTを活用したスマート農業の普及推進：① ・農業へのインターンシップの導入、農地斡旋、農業環境づくりなど、団塊世代などの新規就農者の確保と受け入れ体制の強化：② ・新規就農者、認定農業者、エコファーマーへの支援の実施：②	農家の高齢化による離農などにより、遊休農地の増加が懸念されるため、新たな担い手の確保と育成を進めて行く必要がある。また、従事者数の減少から、先端技術を活用したスマート農業を取り入れた省力化を進める必要がある。	・担い手確保の取り組みとして、経営承継を目指す農家子弟が就農する際に、国庫補助の対象とならない者へ、令和6年度から親元就農促進支援事業を開始し実績１件	①スマート農業の普及推進 ②担い手確保に向けた取り組み推進				引き続き、親元就農促進支援事業を継続し、多様な新たな担い手の確保に努める。	引き続き、親元就農促進支援事業を継続し、多様な新たな担い手の確保に努める。	
産②	34 35 36	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	県内・県外企業の誘致検討	・工業団地、流通センターなどの団体との情報共有、情報収集の積極的な実施及び進出希望企業の動向の把握：① ・中央市産業立地事業費助成金などを活用した企業誘致の促進：② ・雇用の創出による地域経済の活性化：②	・流通センターと流通団地内の立地企業や不動産物件について情報共有を実施し、管理組合が置かれていない工業団地については各企業との直接な面談等を通じて情報収集を実施：① ・企業訪問などを通じて、当助成金の活用について、企業への周知啓発を実施。：②	・団体からの情報収集だけではなく、進出希望企業や金融機関など個別企業からも情報を収集し、企業動向の把握に努めている。：① ・企業訪問時に助成金制度を掲載した市のPR資料を作成し、資料を活用しながら、助成金制度の周知啓発を実施。：②	①企業誘致の促進			②雇用の創出・拡大	・流通センターと情報交換を実施し、情報共有に努めた。引き続き定期的な情報交換を継続していく。管理組合が置かれていない団地もあるため、団体だけではなく、個別企業と引き続き、情報交換を実施していく。：① ・当助成金について、県内企業2社に説明を実施し、接点強化に務めた。：②	・各団体への訪問を継続し、関係性構築に努めるとともに定期的に開催される企業フェアに参加して市のPRを積極的に行う。：① ・様々な角度、分野からの情報収集体制の構築に努め、企業動向を把握するとともに積極的に制度の案内を実施する。：②	
産③	37 38 39	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	山梨大学医学部附属病院との連携	・山梨大学医学部附属病院を拠点とした医療産業の集積の検討：① ・産官学連携による新たな地域産業の育成：① ・医療ツーリズムによる産業振興の検討：②	令和6年度から山梨大学や医学部附属病院の関係者と連携プロジェクトの実現に向けた協議を実施するなかで、ヘルスケア未来社会の実現を目指し、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）未来共創分野での事業採択を受け、大学を中心に研究活動等が進められている。	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）未来共創分野での事業採択を受け、大学を中心に研究活動中。	①山梨大学医学部附属病院との連携の強化・取組の検討 ②医療ツーリズムの具体化に向けた検討					国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）未来共創分野での事業採択を受け、大学を中心に研究活動等が進められるなか、今後、産学官共創拠点の形成に向けた具体的な協議が必要。	山梨大学や医学部附属病院の関係者と引き続き、協議を実施していく。
産④	40 41	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	メディカル・ライフサイエンス関連企業・医療機関の誘致検討	・山梨大学医学部附属病院周辺エリアにおけるメディカル・ライフサイエンス系企業、研究機関、教育機関（医療系の専門学校など）、医療施設などの誘致の検討：① ・小児医療の充実、こども病院（クリニック）の誘致の検討：①②	山梨大学医学部附属病院周辺エリアについては、「産業振興ゾーン」に位置づけされているが、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域としては未指定。	山梨大学医学部附属病院を拠点とした医療産業の集積、産官学連携による新たな地域産業の育成、医療ツーリズムによる産業振興に関するニーズについて、企業等との意見交換に努めている。	①企業誘致の促進 ②子育て施策と連携した取り組みの検討					全国の複合型医療介護施設などの視察を行い、企業との意見交換を実施。	全国の複合型医療施設などの視察を重ね、山梨大学、医学部附属病院の関係者や企業と引き続き、意見交換を実施していく。
産⑤	42	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	新たな流通・物流ゾーンの形成	「山梨県物流等基本計画」に基づく新たな流通・物流ゾーンの形成（成島・乙黒周辺）	県物流等基本計画に基づき、令和6年10月8日付で、土地利用調整計画、令和6年10月31日付で、地域経済牽引事業計画について県承認をそれぞれ得て、事業展開が進められている。	事業者による造成工事が完了。	計画の承認	事業者による造成工事	事業者による建築工事	操業		造成工事等について、市、地元との円滑な調整に努め、令和7年度内に完了することができた。	事業者による建築工事が施工されるので、必要に応じて円滑な事業進捗に向けた調整などを行う。
産⑥	43 44	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	水素関連技術の拡大に貢献する企業の誘致検討	・再生可能エネルギー関連施設の誘致の検討 ・山梨県が掲げる先端技術や研究のテストベッド（実証実験の場）の誘致の検討	水素関連産業は県が積極的に参入拡大を推進している産業であり、甲府市の米倉山にある次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad（ネスラド）」と本市は近いため、その近接性を活かした関連企業の誘致が期待されている。	水素関連技術や再生可能エネルギーに関する専門的な内容について、情報収集に努めている。	山梨県や近隣自治体と連携した取り組みの検討					株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー協力のもとNesradの視察を行い、水素関連技術や再生可能エネルギーに関する情報収集を実施。今後、具体的な活用に向けて、導入事例の更なる研究が必要。	引き続き、情報収集を実施しながら、一般社団法人FcyFINE PLUSにおける作業部会などへの参画も検討し、水素エネルギー導入に関して幅広い情報収集に努める。
産⑦	45 46 47 48	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	立地特性を活かした企業誘致	大都市圏とのつながりの強化	・首都圏の通勤圏になるメリットや情報ネットワークを活かした機能移転の促進（企業の本社機能移転、従業員の転入促進など） ・公的機能も含めた首都圏バックアップ機能の促進 ・首都圏企業の一部機能の誘致 ・首都圏及び中部圏との結びつきが強まることによる新たな企業立地の促進（工業施設、研究施設、物流施設、集客施設、観光施設など）	リニア中央新幹線の開業時期が不透明なため、企業訪問での企業側の関心、ニーズの把握は限定的な状況。	首都圏企業が首都圏に集中することのリスクや地方へ移転するためのメリットを具体的に把握するため、企業との情報・意見交換、事業手法の研究に努めている。	大都市圏との繋がりのあり方の検討・取組の推進					首都圏企業が首都圏に集中することのリスクや地方へ移転するためのメリットを具体的に把握するため、企業訪問による情報・意見交換、事業手法の研究を実施。	引き続き企業ニーズを把握するため、企業訪問や来訪による情報・意見交換を定期的に行い、併せて企業ニーズに応えられる支援制度の拡充や事業手法について検討をしていく。
産⑧	52 53 54 55	まちづくり推進課	企業立地推進担当	産業振興戦略	産業振興の推進	迅速な企業対応とつながりの強化	・企業訪問の実施、事業者との接点の強化：① ・ビジネス展開に向けたニーズの把握：① ・企業の要望に対してスピーディーに対応する体制づくり：① ・起業優遇策としての奨励金制度や人材確保に向けた支援の実施：②	・企業訪問や来訪により、事業者との接点は強化しており、企業立地、起業するための適地確保に向け、民間投資の可能性について、引き続き企業ニーズの把握が必要。	企業訪問や来訪による意見交換を実施して、企業ニーズの把握や事業手法の研究に努めている。	①事業者のニーズ把握・体制づくり ②ニーズを踏まえた支援策などの検討・推進					企業との意見交換のため、4社企業訪問及び企業来訪の対応を実施。別途、市産業立地事業費助成金について、企業2社を訪問し、制度概要について説明を実施。	引き続き企業ニーズを把握するため、企業訪問や来訪による情報・意見交換を定期的に行い、併せて企業ニーズに応えられる支援制度の拡充や事業手法について検討をしていく。

■ **中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）**

【自然環境・エネルギー戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ 【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
自①	58 59 60 61 62	市民環境課	環境担当	自然環境・エネルギー戦略	カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進	グリーンエネルギーの活用推進	・「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく官民が連携した再生可能エネルギーの導入や資源の有効活用策の推進に向けた体制づくりの検討：① ・「第2次中央市環境基本計画・後期計画」に基づく新エネルギーの活用推進：② ・バイオマスエネルギー（廃棄物の再資源化、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥化など）、公共施設の新エネルギー（太陽光発電、地下水利用ヒートポンプ、小水力発電など）の導入の検討：② ・グリーンエネルギー利用状況の可視化の検討：② ・新モビリティのグリーンエネルギー利用の検討：②	・「第2次中央市環境基本計画・後期計画」、「中央市地球温暖化対策実行計画」に定めた施策事業を推進しているが、未達成のものが4割程度ある。近隣自治体連携としては、9市3町で構成する「やまなし県央連携中枢都市圏」において課題の検討やイベントを行っている。 ・市の計画に定める施策事業については、具体的な取り組みや検討を進めるためのスケジュール等の整理が進んでいない。	・「第2次中央市環境基本計画・後期計画」、「中央市地球温暖化対策実行計画」に定めた施策事業を推進している。進捗状況を市環境調整会議、市環境審議会にて報告し、HPにて公表している。 ・資源の有効活用策を兼ね、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に、公共施設7カ所と、民間施設3カ所を指定し開放している。	①グリーンエネルギーの活用推進に向けた体制づくりの検討（近隣自治体との連携など）		②具体的な取り組みの検討			・市環境調整会議、市環境審議会にて、計画の進捗状況を報告し、HPにて公表した。 ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に、公共施設7カ所と、民間施設3カ所を指定し開放した。 ・やまなし県央連携中枢都市圏の事業イベントを2回開催。内1回は、中央市で輪になろう中央市民のつどいと共催で開催した。 ・具体的な取り組みや検討を進めるためのスケジュール等を整理することが必要。	・第2次中央市環境基本計画・後期計画、中央市地球温暖化対策実行計画に定めた施策事業を推進する。 ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定と開放を実施する。 ・スケジュール等の整理を進めていく。
自②	63 64 65 66	市民環境課	環境担当	自然環境・エネルギー戦略	カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進	GHG（温室効果ガス）吸収源対策の推進	・主要公共施設、民間施設などの温室効果ガスの削減 ・緑化や木材利用によるCO2吸収・固定量の可視化の検討 ・木材、CO2吸収新素材の積極的な活用の検討 ・環境配慮型車両の導入促進	・CO2削減効果の高い公共施設のLED化を進めており、今年度は玉穂ふるさとふれあい広場及び豊富農村広場照明のLED化を実施。 ・電気自動車の導入を進めており、今年度は公用車3台を導入。 ・目標達成のために、さらに温室効果ガスの削減を推進する必要がある。	・公共施設全115施設のうち、21施設でLED化等を実施。 ・公用車86台のうち、電気自動車を14台導入。	GHG（温室効果ガス）吸収源対策の推進					・公共施設のLED化は2施設、電気自動車は3台導入した。 ・公共施設の状況把握調査を行い、優先順位やスケジュール等の整理が必要。	・公共施設のLED化、電気自動車の導入を継続し、民間施設等の状況も情報収集する。 ・公共施設の状況把握調査結果により、優先順位やスケジュール等を整理し蛍光灯の廃止期限に関係なく進めていく。
自③	56 57	まちづくり推進課	企業立地推進担当	自然環境・エネルギー戦略	カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進	ESG投資の誘導	・PRI（責任投資原則）に基づくESG方針を定めている企業や、具体的な取り組みを行っている企業の積極的な誘致を推進 ・開発事業の資金調達にあたり、グリーンファイナンスを始めとしたESG投資誘導と、金融機関との連携を検討	ESGの取組みや活動（例：CO2排出量削減）は企業間によって差異があり、また明確な定義や統一された基準が無く、評価が難しい現状。客観的に判断していくためにも、世間の動向、トレンドなど、継続的な情報収集が必要。	大企業のESGに関する取組・活動事例を検索し、情報収集を実施。	ESG投資に関する情報収集・情報整理管理シートの作成			ESG投資の誘導を推進		大企業のESGに関する取組・活動事例を検索し、情報収集に努めた。また、世間の動向・トレンドを把握するための情報整理・管理シートの設計の検討を進めている。	引き続き先進地の視察を通じて情報収集に努めるとともに、情報整理・管理シートの作成をするためのシートの設計を行う。

■ **中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）**

【生活環境戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
生①	71 72 74	政策秘書課	市政戦略担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・本市への移住者のニーズの把握及び移住希望者の支援（空き家の活用など移住につながる制度や支援策の立案）：① ・SNS などを活用した情報発信の充実及び魅力の発信による移住・定住の促進：① ・サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：② ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	・令和6年3月に「市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、人口減少対策や活力ある地域づくりに取り組んでいるところだが、総務省が公表した25年人口移動報告によると、転出が転入を上回る転出超過（2025年で18人の社会減）となっている。 ・令和8年度からは、2か年にかけ「第3次長期総合計画」の策定を予定しており、移住定住等の促進に向けた対策を進め、人口の社会増を目指していく。 ・また、リニア開業の延期も踏まえ、引き続き関係人口の増加と移住定住に繋げられるよう、課題となる住む場所の確保や経済的負担の軽減策などの各種施策を推進する必要がある。	①総合戦略に基づき、移住支援事業など既存事業を継続し実施。令和7年12月から結婚新生活支援事業を開始。 ①空き家の利活用を推進。 ②③やまなし暮らし支援センター（東京都有楽町）との連携	①移住・定住の促進			②二地域居住の促進 ③リニア開業を強みとするPR	・既存の移住関連施策を継続実施した。12月から結婚新生活支援事業を開始した。 ・建設課で実施した空き家の所有者へのアンケート通知に空き家バンク制度のリーフレットを同封し、周知した。 ・やまなし暮らし支援センターの移住相談員が中央市を訪問、市内を案内した。今後の移住相談の際に、中央市を候補にしていただくようお願いした。 ・現状では首都圏から中央市への移住相談件数は少ないため、需要は低い。リニアの開業が近くなるにつれ、移住や、二地域居住の需要は増えるはずなので、そこに向け準備が必要。	左記①事業の継続推進と子育て世帯住宅取得支援事業（県補助1/2）を開始する。	
生②	69 70	まちづくり推進課	都市計画担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	開発需要に応じた公園緑地歩道などの整備	・調整池機能も備えた地域住民の住環境の受皿となる空間整備の検討 ・グラウンド公園などのレクリエーション施設の検討	都市公園を設置する場合においては、都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、設置目的に応じて配置及び規模を定めることになっている。	開発需要が明らかになっておらず、都市公園の整備の検討は行っていない。 市開発行為指導要綱の開発行為技術基準に基づいて、開発行為者に対して公園、緑地、広場の設置を指導している。	開発需要に応じた検討・整備の推進					市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用	・公園整備の事業手法の検討 ・市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用継続
生③	67	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	ウォーカブルな空間の形成	主要生活道路の改善整備、快適な歩行者空間の確保、交通安全対策の推進	本取り組みは、大規模な開発エリアやリニア新駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、開発構想、開発需要の案件が必要。	ウォーカブルなまちづくりの実践事例について、国土交通省から資料が示されており、資料から情報収集に努めている。	開発需要に応じた検討・整備の推進					ウォーカブルなまちづくりの実践事例に関する情報収集に努めたが、市内での具体的な検討段階には至っていない。	引き続き情報収集や企業との意見交換を行い、まずは開発需要の把握に努める。
生④	68	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	計画的な開発による良好な居住環境の整備	リニア開業を見据えた計画的な市街地整備による良質な住宅地の供給の検討	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内で、民間開発が実施されているものの、本取り組みは、大規模な開発エリア内やリニア駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、具体的な開発構想、開発需要の案件が必要。	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内での民間開発が行われているもの、市街地整備での良質な住宅地の供給は都市計画区域の線引きの見直しが必要。	都市計画法第34条に基づく条例の運用など					民間開発については都市計画法第34条に基づく条例に基づく開発行為に関し、事前協議、審査、許可及び適切な指導を行った結果、令和7年度で73区画の開発が行われた。	企業との意見交換を定期的に行い、案件化に向けて取り組みを加速させていく。
生⑤	73 74	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：② ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	リニア中央新幹線の開業時期が不透明なため、企業訪問での企業側の関心、ニーズの把握は限定的な状況。	企業との情報・意見交換を実施し、企業ニーズの把握に努めている。				②二地域居住の促進 ③リニア開業を強みとするPR		企業と情報・意見交換を実施し、リニア開業時期が不透明であるが、引き続きサテライトオフィスに関する企業の需要について、把握に努めていく。	企業ニーズを把握するため、企業との情報・意見交換を定期的に行い、支援制度の拡充や事業手法について検討をしていく。

■中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【観光戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ 【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
観①	78 79 80	企画課	企画総務担当	観光戦略	にぎわいの創生による交流人口の拡大	リニア山梨県駅からの移動手段の確保	・レンタサイクルやシェアサイクルの整備の推進・誘導 ・様々なニーズに応じたレンタカーの拠点整備の誘導 ・電気自動車専用充電スタンド、燃料電池自動車専用水素ステーションの整備の推進	・リニア山梨県駅からの移動手段に関する関係機関との協議は、開業時期が延期されたこともあり深度を増していない。 ・レンタサイクルやシェアリングサイクルの整備に関しては、山梨県が令和7年度に甲府市街地エリアにおけるマイクロモビリティを活用したモビリティハブ実証事業を行い、その後2年かけて深耕し、令和10年度に県交通計画への反映が予定されている。ついては、同計画の策定協議と併せて情報収集を継続する。	・リニア関連協議会から県、JR東海へのリニア中央新幹線の早期実現及び圏域の活性化に資する事項の要望を継続する。 ・導入事例確認を継続する。	導入事例確認		導入検討		需要に応じた整備の推進	・リニア関連協議会から県、JR東海へのリニア中央新幹線の早期実現及び圏域の活性化に資する事項の要望 ・導入事例確認	・リニア関連協議会から県、JR東海へのリニア中央新幹線の早期実現及び圏域の活性化に資する事項の要望 ・導入事例確認
観②	77	産業課	にぎわいづくり担当	観光戦略	にぎわいの創生による交流人口の拡大	商業機能の誘致	商工会と連携、協力した地域商店への集客策、消費を促す施策の検討及び地域商店の活性化：②	近隣にある大型店舗との競合や個人商店の高齢化により、中小店舗の減少が続いている。 地域商店への集客が早急な課題となっている。	ふるさとまつりやサイクルイベント等で商工会と連携し、商店や商品のPR活動を行っている。	イベント企画の連携強化検討					・イベント企画の連携強化検討 ・首都圏・中部圏からの集客効果のある施策の検討が必要	・引き続きイベント企画の連携強化の検討を行う。 ・経営相談会の実施 ・販路拡大に関する支援策の検討
観③	78 79	産業課	にぎわいづくり担当	観光戦略	にぎわいの創生による交流人口の拡大	リニア山梨県駅からの移動手段の確保	・レンタサイクルやシェアサイクルの整備の推進・誘導 ・様々なニーズに応じたレンタカーの拠点整備の誘導	・今後導入の検証を行い、需要の有無も含め検討する。 ・レンタカーに関しても、必要台数・保管場所・費用及び需要の有無も含め検討する。 また、レンタサイクルやシェアサイクル及びレンタカーの運営委託の検討を行う。	他自治体観光地のレンタサイクルやシェアサイクル及びレンタカーの導入事例を確認	レンタサイクルやシェアサイクル及びレンタカー導入事例確認		レンタサイクルやシェアサイクル及びレンタカー導入検討・需要の確認			・他自治体観光地のレンタサイクルやシェアサイクル及びレンタカー導入事例を確認 ・都市部や観光地に多いレンタサイクルやシェアサイクルの導入を検証し、需要も把握するなかで、導入の有無について検討が必要 ・関係部署との内容協議が必要となる。	他自治体観光地のカーシェアリング・シェアサイクルの導入事例を基に、導入の検討や需要の確認を行う。
観④	84 85 86	産業課	にぎわいづくり担当	観光戦略	本市の特徴を活かした観光資源の充実・PR	地域資源の活用と新たな観光資源の開発	・田園からの富士山や南アルプス、八ヶ岳などの優れた眺望景観の保全とビューポイントの整備の検討：① ・既存の地域資源の活用も踏まえた観光案内拠点の整備の検討（例：温泉や農産物直売所など、立ち寄り機能を含む）：① ・地域のニーズなどを踏まえた新たな観光資源の開発・PR：②	まちづくりに関するアンケート調査で、来訪者に伝えたい本市の魅力で最も多い回答は、「自然が豊かで身近に感じられる」であることから、本市の絶景ポイントとなる場所の選定や、農産物等特産品をPRしていく。また、来訪された方に本市の魅力が伝わるよう、観光案内を含めた拠点の整備や、新たな観光資源を開発していく必要がある。	本市の観光施設である「シルクふれんどりぃ」をリニューアルし、宿泊施設の充実を図るとともに、来訪者へのPRを行っている。また、民間企業と連携し、たいら山を活用したイベントを実施した。		眺望景観場所の検討 観光案内拠点整備の検討 たいら山を活用したイベント開催			・眺望景観場所の検討 ・たいら山トレッキングコース整備の実施 ・本市の魅力が感じられるイベントの実施	・眺望景観場所の検討 ・道の駅とよとみのリニューアルの検討 ・たいら山を活用したイベント開催	
観⑤	75 76	まちづくり推進課	企業立地推進担当	観光戦略	にぎわいの創生による交流人口の拡大	商業機能の誘致	・駅から歩いて行ける場所への商業施設の誘致：① ・にぎわい・交流ゾーンにおける事業化検討：①	県・国との基本計画変更協議の上、リニア駅周辺エリアの「産業振興ゾーン」、「にぎわい・交流ゾーン」について、ものづくり分野と観光分野で地域未来投資促進法に基づく重点促進区域としてそれぞれ設定が完了。 今後は、開発事業者の選考方法に関して、要項を作成し、適切な時機を見極めた上で事業者の公募を実施する。	地域未来投資促進法を活用するため、県・国との協議の上、基本計画の変更、重点促進区域の設定の手続きが完了。（国同意日：令和6年9月20日） また、山梨県や甲府市との近隣自治体の動向やリニア工事の進捗状況を注視し、適切な時機に事業者選考が実施できるように準備を進めている。	重点促進区域の設定	事業者選考準備		事業者　事業着手～		山梨県、甲府市など近隣自治体の動向、リニア工事の進捗状況のバランスを配慮して取組みを推進する必要がある。	地域未来投資促進法を活用した開発可能性調査を実施し、企業ニーズの把握及び開発可能性について調査を行うとともに、事業者選考が適切な時機に実施できるよう情報収集に努める。
観⑥	81 82 83	まちづくり推進課	企業立地推進担当	観光戦略	にぎわいの創生による交流人口の拡大	地域特性に応じた宿泊施設の誘致	・観光客、大都市圏との繋がりによる出張者などを見据えた宿泊施設の誘致の検討：① ・外国人向け、都心部からの農業体験に訪れる宿泊者などをターゲットとした宿泊施設の誘致：① ・山梨大学医学部附属病院と連携した医療ツーリズムの受け皿となる宿泊施設の誘致：②	リニア中央新幹線の開業時期が不透明なため、企業訪問での企業側の関心、ニーズの把握は限定的な状況。	企業との情報・意見交換を実施し、企業ニーズの把握に努めている。	①宿泊施設の誘致に向けた支援（土地利用規制の緩和など）					企業と情報・意見交換を実施し、リニア開業時期が不透明であるが、引き続き宿泊施設に関する企業の需要について、把握に努めていく。	引き続き企業との情報・意見交換を行うとともに、先進地の視察を重ねながら、宿泊施設の開発需要の把握に努める。
										②医療ツーリズムの具体化に向けた協議						